

平成25年度 第7回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成26年1月27日（月）
午後1時30分～午後3時35分
- 2 場所 流山市役所 第2庁舎4階401会議室
- 3 出席委員
小島会長、鈴木（れ）委員、鎌田委員、鈴木（孝）委員、中委員、寺田委員、
中村委員、櫻井委員、鈴木（五）委員、田村委員、上平委員、米澤委員、杉田委員、
栗飯原委員、小泉委員
- 4 欠席委員
石塚委員、大野委員、大津委員
- 5 事務局
染谷健康福祉部長、村越健康福祉部次長兼社会福祉課長、
河原健康福祉部次長兼健康増進課長、今野高齢者生きがい推進課長、
早川介護支援課長、増田障害者支援課長、古林障害者支援課課長補佐、
小西障害者支援課課長補佐、根本障害者支援課係長、大谷健康増進課課長補佐、
武田事務員、石井主任歯科衛生士、宮本社会福祉課課長補佐、
豊島社会福祉課健康福祉政策室長、小島社会福祉課主査
- 6 傍聴者
1名
- 7 議題
 - (1) (仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について（諮問）
 - (2) 流山市福祉手当の支給の見直し（案）について（継続審議）
 - (3) その他
- 8 配布資料
 - (1) (仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
 - ① 諮問内容
 - ② 条例制定の理由及び背景

- ③ (仮称) 流山市歯と口腔の健康づくり推進条例骨子
 - ④ 流山市歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)の制定を求める陳情書(写し)
 - ⑤ 歯科口腔保健の推進に関する法律
 - ⑥ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項のイメージ図
 - ⑦ 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例
 - ⑧ 千葉県歯・口腔保健計画の概要
- (2) 流山市福祉手当の支給の見直し(案)について
- ① 近隣各市の会計状況(平成23年度)
 - ② 流山市福祉手当支給内訳(H24年度)
 - ③ 近隣市の福祉手当比較表
 - ④ 福祉サービスの充実に向け、市が重点的に取り組む施策を実施した場合の必要経費についての試算(案)

9 議事録(概要)

(小島議長)

只今、市長から当審議会に諮問がありました。「(仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

(仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について説明

(小島議長)

只今、事務局から説明がありました。委員の皆さんからご意見・ご質問をいただきましたと思います。

(櫻井委員)

歯と口腔の健康づくり推進条例の2枚目、(教育、保健、医療及び福祉の関係者の役割)の4行目に、市民の発達段階とは今の説明でライフステージとありましたが、発達段階と表現すると違った意味に取られることがあるので、表現を変えた方が良いのではないかと。

(小島議長)

ライフステージ発達段階とは専門用語となるので、この辺の表現については事務局のお考えはどうでしょうか。

(事務局)

この表現は、ライフステージと同じ意味で考えておりますが、乳児、小児、児童、

学生等の発達段階に応じて健康づくりが必要であるという意味でこの表現を使っております。

(櫻井委員)

発達段階では、市民が見たとき何を意味しているのか理解できないので、どのように変えた方が良いのかということで、その後に年齢階層とありますので、それであれば市民の年齢階層に応じてとかでよいのではないかとの印象をもったところです。

(事務局)

年齢階層、心身等の状況と入っておりますので、あえて発達段階という言葉を入れなくても良いと考えます。

(上平委員)

今日、新聞を読んでいたら、こんな記事が載っておりましたので、参考までに持ってまいりました。人口11万人の酒田市で予防歯科をやることによって、市民の皆さんが虫歯や歯周病の無い生活が送れていると紹介されていたので、是非流山でもそのような形ができれば良いなと思っておりますが、条例を作ったから良くなるものではなく、その実効性がある体制づくりをきちっとやっていかなければならないのであって、そういう意味で新聞の記事を配らせていただきました。

資料3を見ていただくと(市民の役割)かかりつけ歯科医の支援を受けるとありますが、かかりつけ歯科医という制度があるのかどうか。書いてある以上はそのような整備をきちんとする考えがあるのか。歯科医の数や協力体制がなければできないので、その辺が担保されているのか、お聞きしたい。

それから、条文に「努めなければならない」と「努めるものとする」と使い分けられているが、これは責務と努力義務に仕分けして記載したものと思いますが、例えば財政上の措置については、「努めるものとする」と記載してあるので、これは努力義務となりお金がなければやらないと取れますが、きちんとやっていただければならないと思います。

それから資料5の国の法律ですが、第6条に定期的に歯科検診を受けと書いてありますが、条例を制定することによって流山市民は定期的に歯科検診を受けられるのか。今までに定期健診は、実施されていないのではないのでしょうか。

計画を作って実施する場合、その点検についてはどのように考えているのか。その点検についても、触れなければならないのではないかと。

(事務局)

かかりつけ歯科医についてですけど、かかりつけ歯科医という制度はございません。歯科医に係わらず内科医等かかりつけ医をもちましょとピーアールしておりますが、かかりつけ医はあくまでも自分で決めて頂くものです。

(上平委員)

個人で決めろと言われても難しいと思います。あなたの住む地域には、どのような歯科医がいます等のガイダンスがないと難しいと思います。

(事務局)

今のお話は、歯科医マップ等を発行しておりますので、それを見て自分の住んでいる地域の歯科医はわかるのではないかと。また歯科はあまりあちらの歯科こちらの歯科と行かないので、おのずと決まってくると考えております。

責務と努力義務ですが、歯科医の方には、責務としておりますが、市民の皆さまには、努力義務としております。財政的措置につきましては、その時の財政状況もありますので、このような表現としています。

点検につきましては、この条例を基に基本計画を定めさせていただきます。その基本計画で、現状分析と目標を設定しますので、その計画終了時に点検する予定です。検診につきましては、今のところ学校では実施しておりますが、市として行っているのは歯周病検診になりますが、実際のところ受診率はあまり高くありません。

(寺田委員)

口腔の健康づくり推進条例ですが、最近はマスコミにも取り上げられておりますが、口腔が全身の健康にも大きく影響すると言われておりました。糖尿病等生活習慣病に大きく影響しているというデータが出ておりますし、岡山県では歯が多い人ほど健康である。医療費が掛っていないとのデータが出ております。歯のQOLを高めれば、体のQOLが上がるということでこのような条例があればと思います。歯科医師会として条例の制定をお願いしたものです。国と県には、法律や条例がありますが、流山市で活動している歯科医師としてこのような条例が欲しいなと思っております。

先程、かかりつけ歯科医、かかりつけ医と言うことがありましたが、かかりつけ歯科医、かかりつけ医は日本には存在しません。あくまでもかかりつけの歯科医、かかりつけの医師と言う感覚でお考えください。流山の南部にすむ方が北部の歯科医に受診することが出来なくなりますので、日本では受診の機会均等を損ないますので、かかりつけ歯科医、かかりつけ医は制度としてこれからは出来ないと考えます。

流山市では、40歳から成人歯科検診があります。18歳までは、高校で歯科検診を受けられますし、流山市では20歳、30歳の方にも通知を出して歯科検診の受診を促しております。このような条例が出来て検診の重要性を少しでも理解してもらえればと考えこの条例制定をお願いしています。歯科医師会としても歯科検診の必要性について市民公開講座や市民まつりで啓蒙活動を続けておりますが、この条例の必要性について歯科医師会として発言させていただきました。

(田村委員)

条例案骨子についての2ページ目に歯科医師等の責務についてですが、歯科医師会

の会員でない方も沢山いらっしゃると思いますが、そういう方には歯科医師会としてどのように調整して行くのですか。

環境の整備とありますが、どのように環境を整備していくのか、具体的に教えていただきたい。この条例の目的が生活習慣病の予防とかになるとと思いますが、大本の生活習慣病の予防とか健康寿命の延伸とかを促進するための条例があって、それを実現するための手段の一つとして歯の健康や口腔衛生が位置付けられるのではないかと思うのですが。生活習慣病の予防では、運動を促進したり、栄養のバランスをとったり、喫煙の防止をしたり、がん対策、検診の受診率の向上であったりとか、大きな目標を達成する手段であって、歯の健康も大きな目標の手段の一つではないでしょうか。歯の健康を一つもってきて条例とするのではなくて、生活習慣病の予防の一つとして、歯と口腔の健康が位置付けられるのではないのでしょうか。

(事務局)

歯科医師会に加入していない歯科医師への周知の方法ですが、歯科医師会に加入していない方のところにも市民の方が受診に行きますので、全体的なピーアールが必要であると考えております。

環境整備についてですが、検診の機会のない方々に検診の受けやすいような体制づくりが必要と考えておりますが、具体的にはこれから考えさせてもらいたいと考えています。

(鎌田委員)

基本的なことをお伺いします。この(仮称)流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の骨子案ですが、これから第1条とか第2条と条文番号を付けるのか。国の法律と県の条例、市の条例案を読んで当たり前だなと思いますが、国や県の役割はどうなっているのか。理念のみしか言ってなくて、実際に動くのは市が役割を期待されていて、予算を付けてやらなければならない事業があるのか。今も検診はやっているとのことですが、この条例を制定して何をやろうとしているのか。更に、国とか県から予算が下りてきて、何か事業をやらなければならないのか教えて頂きたい。

(事務局)

1つ目の、骨子には条文番号は入っておりませんが、条例とするためには条文番号を付けます。今回は骨子という形で内容だけをご覧頂いております。

2つ目の国・県のそれぞれの役割ですが、国・県があれば市は必要がないという考えかたもありますが、市が一番身近ですから、市民に周知するために一番効果的だと思います。国からの補助金は、今のところ予定されておりませんが、今までは全く根拠がなかったわけでは無くて、学校教育法だとか、母子保健法だとか根拠が分かっていたのですが、生涯を通じて一貫した流れを作るため市で条例を作る必要があったもので、現状の事業を体系的に整理することが一つで、もう一つは新しい事業を加えて充

実していきたいと考えております。

(小泉委員)

先程出ていた、歯の健康条例だけではなく、まず健康条例を作るべきと考えます。もともとの体の健康というものが基本になると思います。栄養とか生活習慣とかが整ってこそ歯の健康だと思います。平行して歯の健康も良いのですが、そういう形で進んでいくべきではないでしょうか。歯の健康ですが、私は、地区社協の役員をやっておりまして歯の研修を受けましたが、そのようなことは、地区社協の人たちには効果的ですので、地区社協の健康講座の中でそういう講座がありますよということをもっとピーアールしてもらいたいと思います。

保健センターで歯の健康に係われる人はお一人だと思いますが、私たちは「ふれあいの家」をやっているとして、歯の健康について講座をしてもらいたいと依頼したのですが、

お一人ではなかなか日程の調整がつかずに、実施できなかったのですが、環境整備の意見もありましたが、そういうところもきちんとやっていただきたい。

(事務局)

まず、健康条例が必要ではないかのご意見ですが、今回歯と口腔の条例と考えておりますが、全身の健康は特定検診を実施し44%の検診率があり、他市と比較しても高い割合でして、その中で予防していただくことはやっております。歯に関しては、学校では検診をやっておりますが、一般的には歯が痛まない歯医者に行かない状況にあって、最近歯と口腔の健康が心臓病に大きく影響していることが判ってきたので、あえて市民の皆様へ歯と口腔の健康について周知して頂くことが必要ではないかということで、条例化を考えさせて頂いたところです。

歯科衛生士につきましては現在1名しかおりませんが、来年4月から2名体制になります。条例にも書いてありますが、歯科医師と歯科衛生士の確保は重要な要素と考えますので、今後とも充足してまいりたいと考えています。

(櫻井委員)

先程、寺田委員からのご意見と市の回答をお聞きしていると、検診を強化していくようなお考えに思えるのです。そこで、私が考えたのは歯石除去が大事です。歯石除去は、歯周病の予防だけではなく虫歯の予防にもなりますので、検診の時と合わせて歯石除去も行っていく事業とした方が良くと思います。

(寺田委員)

歯石除去は医療行為になりますので、検診の中ではできません。

(鈴木(五)委員)

条例を作ることは良いことだと思いますが、条例を作って具体的になにをやろうとしているのか、資料5の法律を見ますと、第15条に都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設置することができると書いてあって、資料7の千葉県の条例を見ると、口腔保健支援センターについて記載がなく、第9条に千葉県歯・口腔保健計画の策定となっていて、資料8で具体的に示してあるが、流山市は条例を作って具体的に何をしようとしているのか、あまり良く分からないのですが。

(事務局)

この条例の骨子の中の最後のページで、流山市として基本計画を策定することとしています。その中で、現状の分析を行って、目標値を定め、それについてはどのような施策をして行ったら良いのか、計画の中で設定してまいります。

(上平委員)

今の流山市に歯科医の数は、どのくらいあるのですか。

(事務局)

診療所の数ですが、把握している数で79か所です。もう少し増えていると思います。人数は、診療所の数とほぼ同じだと思います。

(上平委員)

自分が好きな所を自分で選んで行くとのことですが、場所によっては歯科医院が遠い人もいらっしゃると思いますので、市でこのような計画をするのであれば、市民が簡単にアクセスできるようその辺まで見てあげた方が良いのではないのでしょうか。

(小島議長)

ここで、事務局から制定の経過及び今後の日程についてご説明ください。

(事務局)

今日、皆様になぜ諮問したかと申しますと、平成24年10月から流山市市民参加条例が施行されています。その市民参加条例第6条で条例制定に当たっては、市民参加が義務付けられています。市民参加の手法として1つは、審議会に諮問する方法、もう一つはパブリックコメントの手続きをすること、もう一つは、意見交換会を行うこと等が手法として示されております。このうち少なくとも2つ以上の手法を取り入れて、条例を制定しなさいというのが、市民参加条例です。その一つの手法として皆さまに諮問をいたしました。その諮問に基づいて答申をいただいて、その後パブリックコメントを3月2日から4月1日まで行って、そのパブリックコメントでいただいたご意見を取りまとめた上で、皆さまにご報告したいと考えております。それを最後に

取りまとめた上で平成26年第2回定例会（6月議会）に上程して行きたいと考えております。この2つの市民参加を取り入れてまいりますと、皆さまには窮屈な日程になりますが、この諮問した内容につきまして、2月10日までに答申をいただきたいと考えております。

（小島議長）

今説明がありましたが、先程皆さまからいただいたご意見を参考に答申案を作成したいと考えております。私会長に一任していただけますでしょうか。

それでは、（仮称）流山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について本日皆さまからいただいたご意見を基に、私会長と会長職務代理者で答申案を作成し皆さまにお送りいたしますので、ご意見等がございましたら期日を設定いたしますので、期日までに事務局宛にファックス等でお送りください。答申案と皆さまのご意見を合わせて答申を作り、後日、井崎市長に答申させていただきます。

次に、継続審議となっております、流山市福祉手当の支給の見直し（案）について事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

流山市福祉手当の支給の見直し（案）について説明

（上平委員）

説明資料の1番を見ますと、各市でアンバランスになっています。歳出予算に占める社会福祉費の割合はそれほど変わりはないですが、7%から9%のところ、歳出予算と福祉手当予算とで計算すると、高いところは柏市の0.7%、低いところは習志野市や松戸市の0.3%、市によってそんなに障害者の割合が変わることがないと思いますが、習志野市や松戸市の人たちは福祉手当以外に何かカバーされているのではないかと思えるのですが、それがそうなのかという疑問にお答えいただければと思います。それから資料の3番で分らなかったのは、我孫子市に国の障害福祉手当に該当しないとの注記があるのですが、国の障害福祉手当とは何なのか。野田市や松戸市に書いてありますが、福祉手当の所得制限とはどういうことなのかご説明ください。

前回モデル計算をしていただいたら分かりやすいのでお願いしておいたのですが、これを各市の基準に当てはめるとこうなりますというのがあれば分かりやすいのですが、これですとイメージとして分からないと思います。

（事務局）

まず1点目は、各市の手当のバランスですが、大きな理由としてはこれは市の単独事業で一部は県の補助が付いておりますが、その市の政策によって変わってくるということです。手当の分で他の施策を実施しているかは分かりませんが、大きな理由として市の単独事業であるということです。この福祉手当の制度発足が、昭和53年で

当初の手当の意義は大分薄れていると考えています。

2点目の国の手当とは、特別障害者福祉手当とか、障害児福祉手当とか特別児童扶養手当というものがございまして、これは国の手当となります。国の手当に該当しない方々に市の独自事業として市の福祉手当としてお出ししております。

(上平委員)

該当者とはだれが該当するのですか、たとえば身障1級2級とか知的障害者の重・中度とか精神障害者の1級2級3級とかですか。国から貰っていればその方に上げないでよいのですよ、国から手当が出ているから市は出ているとか言われても分からないのです。だからそういうモデルを作ってもらいたいのです。その方が国からいくらもらっているのかイメージがわからないのです。

(小島議長)

障害児として特別児童扶養手当・特別障害者手当等ありますが、それぞれ要件とか年齢とかが異なっております。両方を受けていらっしゃる方もおられます。それは、我孫子・柏・流山も同じだと思います。それぞれの手当の支給要件や所得制限などの内容があれば分かりやすいと思いますので、資料を次回提出してください。

(上平委員)

できれば、モデルを作ってもらいたい。制度だけ説明されても分からない。実際Aさんの家庭ではこうです。全部はできないと思いますが、モデルを作ってもらいたいと前回からお願いしているのです。

(事務局)

次回までに、お示いたします。

(鎌田委員)

モデルをお作りになると課長がおっしゃっていますが、各家庭の収入も違いますし、障害の状況も違いますので、難しいのではないのでしょうか。

(上平委員)

だから、条件を設定して作れば、出来るのではないか。

(鎌田委員)

資料の2をご覧ください。この表の一番下を見ると支給されている方の人数が分かるのですが、これによると身体障害者の方が多いようです。10年ほど前は高齢者の方で65歳以上になって、脳梗塞で寝たきりになったとかで身体障害者手帳を取得しましょうと言うとご家族の方の理解が得られなかったのですが、ここ5年位前から身

身体障害者手帳を取るようになったのですが、それは手当の関係ではなく医療費が無料になるということで、積極的に身体障害者手帳を取得するようになったのではないかと実感しています。医療費の補助も身体障害者の方は受けていますし、高齢者の方は今まで働いた蓄えもありますし、年金もたくさんもらっていらっしゃる方もおられますので、さらに福祉手当というものもむろん課税状況もありますが、制限してはどうかと思います。障害の等級によってやめるとかもあります、等級が軽いから必ずしも働けるとは限らないので、等級によって制限をするより、やはり課税状況によって制限をした方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおり、障害者は障害や障害等級によって異なっておりますので、モデルケースを全部出すというのは、困難ですがいくつかの例であればお示しできると思いますが、それでよろしいでしょうか。

(上平委員)

それで、お願いします。

(事務局)

もう一点の住民税の課税状況ですが、資料2の中段身体障害者の方は課税されている方が多いのですが、その理由として高齢になってから身体障害者手帳を取得される方が多く、厚生年金等の所得がある方が多く含まれております。精神障害の方はなかなか収入を得るのは難しいと思います。

(小泉委員)

資料の3を見ますと対象者が市によってばらばらです。流山は3級も含まれていますが、我孫子市は含まれていません。3級には股関節を手術された方やペースメーカーを入れた方も含まれますか。

(事務局)

3級というご質問ですが、身体障害者は障害の範囲が広く聴覚障害・視覚障害・肢体・内部障害がありますが、内部障害1級では心臓の障害でペースメーカーを入れた方・腎臓の障害で人工透析を受けている方は1級ですが、就労できないとは限りません。身体障害については、下肢機能障害について申し上げますと1下肢の太ももの2分の1以上が3級です。

(小泉委員)

身体障害者の等級ですが、1級でも差があるということですよ。

(事務局)

心臓の1級障害の方でも生活に支障をきたしていないということはありません。日常生活に制限がある中で生活しております。

(小泉委員)

私の知り合いで手帳を持っている人がいるのですが、そのような制約があるように見えないのですが、障害者ということで免除をもらっているとおっしゃっているのですが、煩雑になるかもしれませんが、もっと等級を細かく分けて欲しいのですが、難しいのでしょうか。

(事務局)

等級についてですが、肢体障害ですが、1級から6級に細かく分かれています。それから内部障害ですが1級から4級までに分かれています。これは、国の基準で分かれています。

(杉田委員)

今の予算2億2千万円を2分の1を現物給付からサービス給付に変えようということですが、消費税も3・5・8・10%と上げて行くのに、福祉の予算はいきなり2分の1ではなく、段階的に変更されることは検討されたのですか。子育てにやさしい流山市だけでなく、障害者にもやさしい流山市であっても、良いのではないのでしょうか。

(事務局)

福祉手当を来年度議会に提案するには、障害者団体の皆さんや市民の皆さんと話し合ってからですので、まだどういう形で議会に提案するかは決まっておりません。只今、お話のあった3%5%8%10%ということですが、私どもはその使命を終わっていると思うものは何らかの形でより良いものに、或いは使いやすいものにシフトしていくのは、より良いサービスにつながるのではと考えておりますので、段階的には考えておりません。より良いものをより早く変えていきたい。

(鈴木(五)委員)

障害とは、障害がある程度長期に固定した人だと思いますが、認知症の高齢者で精神障害として認定されている人もいますでしょうか。

(事務局)

認知症の方でも精神疾患として、精神障害者福祉手帳の対象となっており、手帳を取得できます。実際に、認知症で手帳を取得されている方もいらっしゃいます。

(鈴木(孝)委員)

事務局から各団体等のご意見を聞いてからとありましたが、まだまだ手当が欲しいという方もいらっしゃいますので、各団体の意見も十分聞いていただいた上で判断しなければいけないのではないかと思いますのでその点をよろしく願いいたします。

(杉田委員)

お願いですが、今回も2週間前に連絡をいただきましたが、1カ月前に連絡を頂きたい。

(小島議長)

ご意見ありがとうございました。

次に、その他ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

今回、審議会の開催通知が遅くなりまして、申し訳ございません。次回の福祉施策審議会の開催時期は、2月13日木曜日に開催する予定ですので宜しくお願いいたします。

(小島議長)

本日の議事は、以上を持ちまして終了いたします。ご協力ありがとうございました。